

2025年4月1日

「小規模多機能型居宅介護 ラグナケア千鳥山荘」(介護予防)

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
( 神戸市 指定 第2890500024号 )

当事業所は利用者(契約者)に対して指定小規模多機能型居宅介護(介護予防)サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護・要支援認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者
2. 施設の概要
3. 事業所の概要
4. 事業実施地域及び営業時間
5. 職員の配置状況
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 身元保証人(契約書第23条参照)
8. 苦情の受付について(契約書第18条参照)
9. 運営推進会議の設置
10. 協力医療機関、バックアップ施設
11. 非常災害時の対応
12. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 報恩会              |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号—2階 |
| (3) 電話番号  | 078-515-5110            |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 奥野 和年               |

(5) 設立年月日 平成10年3月 31日

## 2. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造一部 鉄筋コンクリート造 地上5階

(2) 敷地の面積 3190.43㎡

(3) 建物の延べ床面積 2698.79㎡

### (4) 併設事業

[地域密着型介護老人福祉施設]	平成19年4月1日指定	第2890500016号	定員27名
[短期入所生活介護]	平成19年4月1日指定	第2870501745号	定員18名
[介護予防短期入所生活介護]	平成19年4月1日指定	第2870501745号	(定員18名)
[通所介護]	平成19年4月1日指定	第2870501745号	定員35名
[介護予防通所サービス]	平成30年4月1日指定	第2870501745号	(定員35名)
[訪問介護]	平成19年4月1日指定	第2870501745号	(廃止)
[介護予防訪問介護]	平成19年4月1日指定	第2870501745号	(廃止)
[居宅介護支援事業所]	平成19年4月1日指定	第2870501745号	

## 3. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護(予防)事業所

平成19年4月1日指定 神戸市指定 第2890500024号

(2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご契約者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせるサービスを提供します。

(3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護ラグナケア千鳥山荘

(4) 事業所の所在地 兵庫県神戸市兵庫区千鳥町3丁目5-1

(5) 電話番号 078-579-6200

(6) 代表者 氏名 奥野 和年

(7) 管理者 氏名 野広 小福

(8) 当事業所の運営方針 利用者(契約者)一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

(9) 開設年月日 平成19年4月1日

(10) 登録定員 29人

(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員9人)

- (11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。  
 宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室の種類	室数	室面積	備考
個室（1人部屋）	9部屋	7.51～14.00㎡	各室にベッド設置
設備の種類	室数	備考	
居間	1室		
食堂	1室		
台所	1室		
浴室	1室	機械浴・一般浴 1Fに設置	
消防設備		スプリンクラー・火災報知器設置	

#### 4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 神戸市兵庫区、長田区、中央区、  
 他区は応相談
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日（毎日） 9時30分～18時
訪問サービス	月～日（毎日） 9時～17時30分
宿泊サービス	24時間

※受付・相談については、10時～17時です。

#### 5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者(契約者)に対して指定小規模多機能型居宅介護（予防）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	指定基準 (1日あたり)	職務の内容
1. 管理者 (介護職員と兼務)	1人		1人	事業内容調整
2. 介護支援専門員 (介護職員と兼務)	1人		1人	サービスの調整
3. 介護職員	8人	10人	3対1人	日常生活の援助
4. 看護職員	1人		(訪問担当 1人)	健康管理

### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間：8：00～17：00
2. 介護支援専門員	勤務時間：8：45～17：45
3. 介護職員	主な勤務時間 早出：8：30～17：30 日勤：9：00～18：00 遅出：10：00～19：00 夜間の勤務時間：17：00～10：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間 日勤：8：30～17：30 遅半勤：13：30～17：30

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者(契約者)に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(介護保険の給付の対象となるサービス)    |
| (2) 利用料金の金額を利用者に負担いただく場合<br>(介護保険の給付対象とならないサービス) |

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) \*

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割、7割のいずれかが介護保険から給付され、利用者(契約者)の自己負担は費用全体の1割、2割、3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者(契約者)と協議の上、小規模多機能型居宅介護(介護予防)計画に定めます。(5)参照。

#### 〈サービスの概要〉

##### イ 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### ①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

##### ②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

- ・入浴サービスの利用は任意です。

### ③排せつ

- ・利用者(契約者)の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

### ④機能訓練

- ・利用者(契約者)の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

### ⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

### ⑥送迎サービス

- ・利用者(契約者)の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

## ロ 訪問サービス

- ・利用者(契約者)の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

#### ① 医療行為

#### ② 利用者(契約者)もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

## ハ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

## 〈サービス利用料金〉(契約書第5条参照)

### イ 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります)。

#### 2、上段より1割2割3割負担額。

1. 利用者(契約者)の要介護(要支援)度とサービス利用料金	要支援1 36,777円	要支援2 74,321円	要介護度1 111,482円	要介護度2 163,844円	要介護度3 238,346円	要介護度4 263,056円	要介護度5 290,047円
--------------------------------	-----------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

2. サービス	3,678円	7,433円	11,149円	16,385円	23,835円	26,306円	29,005円
利用に係る自	7,356円	14,865円	22,297円	32,769円	47,670円	52,612円	58,010円
己負担額	11,034円	22,297円	33,445円	49,154円	71,504円	78,917円	87,015円

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護（予防）計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護（予防）計画に定めた期日よりも利用が多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者（契約者）が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者（契約者）と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者（契約者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者（契約者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 利用者（契約者）に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（2）イ及びロ参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者（契約者）の負担額を変更します。

#### ロ 初期加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護（予防）事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算（30日まで） 320円（1日あたり）
2. サービス利用に係る自己負担額	（1日あたり）1割32円、2割64円、3割96円

#### ハ 認知症加算（該当者のみ1月につき）

① 認知症加算（Ⅰ） 920単位

② 認知症加算（Ⅱ） 890単位

③ 認知症加算（Ⅲ） 760単位

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（※日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）

④ 認知症加算(Ⅳ) 460 単位

要介護度区分が要介護二である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(※日常生活自立度ランクⅡに該当する者)

当事業所では該当者に③もしくは④の加算分の自己負担分が必要となります。

1. 加算対象サービスとサービス料金	認知症加算(Ⅲ) (該当者のみ) 8,101 円 (1 月あたり)
2. サービス利用に係る自己負担額	1 月あたり 1 割 811 円、2 割 1621 円、3 割 2431 円

1. 加算対象サービスとサービス料金	認知症加算(Ⅳ) (該当者のみ) 4,903 円 (1 月あたり)
2. サービス利用に係る自己負担額	1 月あたり 1 割 491 円、2 割 981 円、3 割 1471 円

ニ 看護職員配置加算 (要介護者のみ 1 月につき)

① 看護職員配置加算 (Ⅰ) 900 単位

② 看護職員配置加算 (Ⅱ) 700 単位

当事業所では、①の加算分の自己負担が必要となります。

1. 加算対象サービスとサービス料金	看護職員配置加算 (Ⅰ) 9,594 円 (1 月あたり)
2. サービス利用に係る自己負担額	1 月あたり 1 割 960 円、2 割 1919 円、3 割 2879 円

ホ サービス提供体制強化加算 (1 月につき)

① サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 500 単位

② サービス提供強化加算 (Ⅱ) 350 単位

③ サービス提供強化加算 (Ⅲ) 350 単位

当事業所では、③の加算分の自己負担が必要となります。

1. 加算対象サービスとサービス料金	サービス提供強化加算 (Ⅲ) 3,731 円 (1 月あたり)
2. サービス利用に係る自己負担額	1 月あたり 1 割 374 円、2 割 747 円、3 割 1120 円

へ 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算 (要介護者のみ 1 月につき)

① 神戸市小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算 (Ⅰ) 200 単位

② 神戸市小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算 (Ⅱ) 200 単位

当事業所では、②の加算分の自己負担が必要となります。

1. 加算対象サービスとサービス料金	小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算 (Ⅱ) 2,132 円 (1 月あたり)
2. サービス利用に係る自己負担額	1 月あたり 1 割 214 円、2 割 427 円、3 割 640 円

### ト 訪問体制強化加算（要介護者のみ1月につき）

訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を2名以上配置し、1月あたり述べ訪問回数が200回以上の事業所を評価した加算です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	訪問体制強化加算 10,660円（1月あたり）
2. サービス利用に係る自己負担額	1月あたり1割1066円、2割2132円、3割3198円

### チ 総合マネジメント体制強化加算（1月につき）

日々変化し得る利用者（契約者）の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適宜・適切に提供する為、利用者（契約者）の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携する為の体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備についての評価の加算です。

① 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1200単位

② 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位

当事業所では、①の加算分の自己負担が必要となります。

1. 加算対象サービスとサービス料金	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 12,792円（1月あたり）
2. サービス利用に係る自己負担額	1月あたり1割1280円、2割2559円、3割3838円

### リ 科学的介護推進体制加算（1月につき）

介護保険法に定められた高齢者の尊厳を保持して、自立した日常生活を支援することを理念とした介護保険サービスにおいて、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	科学的介護推進体制加算 426円（1月あたり）
2. サービス利用に係る自己負担額	1月あたり1割43円、2割86円、3割128円

### ヌ 介護職員等処遇改善加算（1月につき）

経験・技能のある介護職員の配置や職場環境の整備など一定の基準を満たしている場合に加算されるものです。

1. 加算対象サービスとサービス料金	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 要介護度別に定められているサービス単位と該当加算項目の単位を合わせたものに加算率14.6%分を乗じたもの
--------------------	--



2. サービス利用に係る自己負担額	1 月あたり 1 割上記の 1 割分 2 割上記の 2 割分、3 割上記の 3 割分
-------------------	---

**(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）**

以下のサービスは、利用料金が利用者（契約者）の負担となります。

**〈サービスの概要と利用料金〉**

**イ 食事の提供（食事代）**

利用者（契約者）に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：390 円 昼食：820 円 夕食：550 円

**ロ 宿泊の要する費用**

利用者（契約者）に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

2,000 円

**ハ 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費**

通常の事業の実施地域外の利用者に対する送迎費及び交通費です。

片道 2Km まで 350 円

片道 2Km 以上 1Km 増す毎に 50 円増

**ニ おむつ代**

利用者（契約者）に提供するおむつの実費相当

**ホ レクリエーション、クラブ活動**

利用者（契約者）の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

**ヘ 複写物の交付**

利用者（契約者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

**(3) 利用料金のお支払い方法**

利用料金については、毎月末締め、翌月払いとなります。毎月 10 日以降に郵送にて請求書を送付いたします。

お支払い方法は下記とします。

口座引き落とし

当事業所は SMBC ファイナンスサービスの口座振替集金サービスを利用しております。

利用契約時に、預金口座振替依頼書を作成していただき、ご指定いただきました口座より毎月 27 日に口座引き落としをさせていただきます。※27 日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。手続きに 1 か月ほどかかりますので、初回利用料のお引き落としが行えない

場合があります。この場合、手続き完了後の翌月 27 日にまとめて口座引き落としをさせていただきます。

#### (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 6 条)

- ☆ 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) サービスは、小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 計画に定められた内容を基本としつつ、利用者 (契約者) の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、利用者 (契約者) の都合により、小規模多機能型居宅介護 (介護予防) サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ☆ 6. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は 1 か月ごとの包括費用 (定額) のため、サービスの利用回数等を変更された場合も 1 ヶ月の利用料は変更されません。ただし、6. (2) の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者 (契約者) の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担額

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示し協議します。

#### (5) サービス利用をやめる場合 (契約終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者 (契約者) の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者 (契約者) から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①利用者 (契約者) が死亡した場合</li><li>②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④施設の滅失や重大な毀損により、利用者 (契約者) に対するサービスの提供が</li></ul> |
|---|

不可能になった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者(契約者)から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

#### (6) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、利用者(契約者)から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者(契約者)が入院した場合
- ③利用者(契約者)の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者(契約者)の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者(契約者)が利用者(契約者)の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (7) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者（契約者）又は代理人、もしくは身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者(契約者)による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月滞納されますと、事業所より督促状にて利用料金の請求を行います。督促状送付日より10日以内に入金をされない場合
  - \* (1) 相当期間を定めた催告とは、1ヶ月・2ヶ月滞納時に事業所より電話若しくは書面にて利用料金の請求を行います。
  - (2) 3ヶ月滞納した場合、再度事業所より督促状にて利用料金の請求を行います。督促状送付日より10日以内に入金をされない場合は本契約を解約できるものとします。

- ③利用者（契約者）又は家族、関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者(契約者)等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者（契約者）、又は家族、関係者が利用契約で定める禁止行為を行い、その態様が悪質なとき、又は事業者若しくはサービス従事者からの禁止行為中止の申し入れに応じない時

※利用者（契約者）又は家族、関係者が事業所のサービス従業者又は他の利用者に対し、下記事項に当てはまる行為を行った場合、サービスの提供を中止する場合があります。また、禁止事項に関する理解が得られない場合や状況が改善されない場合は勧告なく直ちに本契約を解除することがあります。

- ①有形物を使って危害を及ぼす行為（回避行動により被害を免れた場合を含む
  - ・物を投げる
  - ・手を払いのける
  - ・叩く
  - ・引掻く
  - ・抓る
  - ・唾を吐く
  - ・刃物に向ける、服を引きちぎる 等
- ②精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
  - ・大声を発する
  - ・威圧的な態度をとる
  - ・対象範囲外のサービスの強要をする
  - ・個人の連絡先の交換を要求する。サービス従業者の自宅の住所や電話番号を尋ねる
  - ・乱暴な行動や無理な要求をする
  - ・ストーカー行為をする 等
- ③セクシャルハラスメント（性的誘い掛け、好意的態度の要求など性的な嫌がらせ行為）
  - ・必要もなく体を触る
  - ・抱きしめる
  - ・不快な写真や動画を見せる
  - ・卑猥な言動を繰り返す。
  - ・卑猥な話を繰り返す 等
- ④その他（ハラスメント等に該当する行為）
  - ・特定の職員に付きまとう

・利用者(契約者)や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる 等

#### (8) 小規模多機能型居宅介護（介護予防）計画について

小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスは、利用者(契約者)一人ひとりの人格を尊重し、住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者(契約者)の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者(契約者)の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者(契約者)と協議の上で小規模多機能型介護（介護予防）計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明し書面による同意の上交付します。

#### (9) サービス提供における事業者の義務(契約書第8条9条参照)

業者は利用者(契約者)に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①サービスの提供にあたって、利用者(契約者)の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- ②利用者(契約者)の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- ③小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスの提供を行っているとき、利用者(契約者)に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなどの必要な対応を講じます。
- ④利用者(契約者)が受けている要介護認定の有効期間の満了日の60日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤自ら提供する小規模多機能型居宅介護（介護予防）の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それからの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- ⑥事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします
- ⑦利用者(契約者)に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防）の提供に関する記録を作成し、それを5年間保管するとともに、利用者(契約者)または代理人、もしくは身元保証人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ⑧利用者(契約者)に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者(契約者)又は他の利用者(契約者)等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、記録を記載し、身体拘束廃止検討委員会で検討するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑨利用者(契約者)への虐待防止のための指針を整備し、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。また、当施設では成年後見制度の利用を支援し、苦情解決体制を整備しています。サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者(契約者)を発見した場合は、速やか

にこれを市町村等に通報します。

⑩利用者(契約者)へサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者(契約者)の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者(契約者)に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損賠賠償を速やかに行います。また、事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生(またはその危険性がある事態が発生)した場合は、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

⑪(守秘義務)・・・事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者(契約者)又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(職員が退職した後、契約が終了した後も同様とします)。ただし、利用者(契約者)に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者(契約者)の心身等の情報を提供します。

\*契約時、介護サービスの円滑な提供に必要な最低限度の情報をを用いる事を承諾していただく為に「個人情報使用同意書」に同意していただきます。(同意していただけない場合、サービス調整ができず、一体的なサービスが提供できない場合があります。)

## 7. 身元保証人 (契約書第 23 条参照)

利用に際し、1名の身元保証人を定めることとします。

契約が終了した後、当施設に残された利用者(契約者)の所持品(残置物)を利用者(契約者)自身が引き取れない場合は、身元保証人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、利用者(契約者)又は身元保証人にご負担いただきます。

身元保証人は、本契約に基づく契約書の事業者に対する一切の債務について、以下の極度額を限度として、利用者(契約者)と連帯して担って頂くと共に、必要な場合は利用者(契約者)の身柄を引き取って頂きます。

※身元保証人は住所、氏名が変更になった場合は、速やかに連絡をお願い致します。

身元保証人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元保証人を立てて下さい。

極度額 80万円

## 8. 苦情の受付について (契約書第 19 条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

苦情窓口体制 (別紙参照)

○受付時間 毎週月曜～金曜日

10:00～17:00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)	電話番号：078-371-1221 受付時間：平日(9:00~17:00)
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号：078-332-5617 受付時間：平日(8:45~17:15)
神戸市福祉局監査指導部 居宅通所指導担当	電話番号：078-322-6326 受付時間：平日(8:45~12:00、13:00~17:30)
養介護施設従事者等による高齢 者虐待通報専用電話(監査指導 部内)	電話番号：078-322-6774 受付時間：平日(8:45~12:00、13:00~17:30)

## 9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護(介護予防)の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けするため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### 〈運営推進会議〉

構成：利用者(契約者)、利用者(契約者)の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、

小規模多機能型居宅介護(介護予防)について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として、また以下のバックアップ施設と連携体制を整備しています。

### 〈協力医療機関〉

川崎病院 所在地 神戸市兵庫区東山町3丁目3-1

Tel 078-511-3131

永田歯科医院 所在地 神戸市兵庫区石井町8丁目1-4

Tel 078-531-4500

### (バックアップ施設)

地域密着型介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム

ラグナケア千鳥山荘 所在地 神戸市兵庫区千鳥町3丁目5-1

Tel 078-579-6200

### 1 1. 非常災害時の対応及び災害時業務継続計画策定について

非常災害時には、別途定める防災管理規程消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者(契約者)も参加して行います。

また、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

### 1 2. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者(契約者)の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 利用者(契約者)の治療や経過観察などに必要な場合は、病巣等の評価及び看護方針等を決定する為、創部・幹部等をカメラ等で撮影・録音し必要な情報を得ることがあります。



指定小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

（令和 年 月 日 : ~ : ）

（場所 : ）

（事業者）兵庫県神戸市兵庫区千鳥町3丁目5-1

社会福祉法人 報恩会

小規模多機能型居宅介護 ラグナケア千鳥山荘

（説明者）氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（契約者との関係 : \_\_\_\_\_）

身元保証人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（契約者との関係 : \_\_\_\_\_）

\* 代理人を選任する場合、別途「委任状」が必要となります。

代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、契約者本人に帰属します。